



すこやか介護

第7回テーマ

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。年金額が年額18万円以上の人は年金から納め、18万円未満の人は納付書などで納めます。

◎年金から差し引かれる場合（特別徴収）：年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の人

年金【老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金】の支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

◎納付書や口座振替で納める場合（普通徴収）：年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人

安芸高田市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

前年度から継続して普通徴収で保険料を納めている人は、4・6月は仮に算定された保険料を納め、8・10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

◎年金が年額18万円以上でも次の場合は納付書で納めることがあります。

- （1）年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- （2）他の市区町村から転入した場合
- （3）本徴収額決定後の所得更正などで、保険料の所得段階が変更になった場合

介護保険料は社会保険料控除の対象になります

1月から12月に納めていただいた介護保険料は、社会保険料控除として確定申告の対象となります。

介護保険料の納付額証明の必要な方は、市役所本庁高齢者福祉課又は各支所窓口係にて発行いたしますので、印鑑を持参のうえ申請をしてください。

高齢者福祉課（介護保険係） ☎42-5618

受診期限迫る！！

国保特定健診（個別医療機関健診）の
受診期限は平成27年1月31日までです
保健医療課 ☎42-5633

安芸高田市国民健康保険証と受診券を持参すれば、健診が無料になります。

受診券を紛失された場合は、再交付できますので、保健医療課までお問い合わせください。春の健診申込みをされた方には受診券を送付しています。

- 【検査項目】・問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、診察、血圧測定、検尿（尿糖、尿蛋白）
- ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、γGTP）
 - ・血糖検査

健診は、毎年継続して受けることが大切です。健康づくりの第一歩として受診しましょう。

病気の早期発見から、病気を未然に防ぐ健診に！

健診で異常を見つけ、自覚症状がないうちに予防や治療を始めるのと、自覚症状が出てから医療機関を受診するのでは、体の負担に大きな違いが出てきます。

生活習慣を見直すきっかけに！

生活習慣病は自覚症状がなく進みます。去年の結果が問題なくても、生活習慣の危険度が高くなっているかもしれません。年に一度の受診で、変化を確認することが大切です。

通院中の方も健診の対象になります。病院での治療のための検査とは目的が違いますので、ぜひ受診してください。



農地の転用には、農地法の許可が必要です

【農地を転用する場合】農業委員会 ☎47-4025
【農用地区域に該当するかどうか】地域営農課 ☎47-4021
【墓地設置の場合】環境生活課 ☎42-1126

農地の転用とは、農地（田や畑）を耕作することができない土地（地目）に変更すること、例えば住宅、倉庫、お墓など農地以外の用地に変更することです。

農地を転用したい時は、事前に農地法等の許可を必ず受けましょう。また、トラブルが起きないように事前に周囲の皆さんへ説明し、地元の農業委員に相談しておきましょう。

農地を転用する場合には、農地法・農業振興地域制度等に係る制限があります。以下の点にご留意をお願いします。

- ・自分が所有する農地であっても転用許可は必要です。農業委員会へ転用許可申請を行って下さい。締切日は、毎月月末です。
- ・転用予定農地が農業振興地域の農用地区域の場合、最初に農用地区域からの除外の申し出が必要です。事前に市の地域営農課へご相談ください。締め切りは、4月末、8月末、12月末の年3回です。
- ・墓を建てる場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可が必要となります。事前に環境生活課へ許可申請してください。農地を転用して、墓を建てる場合には、さらに農地転用許可申請が必要です。建てる前に農業委員会へ



もご相談ください。

- ・住宅、お墓、太陽光発電施設などへの転用については、第1種農地（10ha以上の規模の1団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地）は、原則不許可。第2種農地（市街地化が見込まれる農地・小集団の生産性の低い農地）及び、第3種農地（市街地にある農地）は、農地転用許可を受ければ設置可能な場合があります。事前に農業委員会へご相談ください。
- ・農地転用許可後に工事を行うこととなります。許可前に工事着手はできません。
- ・農地転用許可に基づき工事等が終了したら、法務局で地目変更登記や所有権移転登記を行ってください。登記をすると地目等が変更になります。
- ・農地に土砂を搬入したり、かさ上げ、盛土を行う場合は一時転用の申請または、農地改良届を農業委員会に提出してください。
- ・農地法の許可を受けずに無断で農地を転用した場合には、農地法に違反することになり、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金を科される場合があります。



市民税・県民税申告受付相談会場の統合についてお知らせ

税務課 ☎42-5614

これまで、相次いで発生している個人情報流出の事件、事故を契機として、更なる個人情報保護の取組強化が求められている中、個人情報の漏えいや、盗難等の危険性も増している状況にあります。

安芸高田市では、申告受付に使用するため、個人情報（住所、氏名、所得情報等）を格納したパソコン等を地域の集会所等に持ち出し、申告相談を実施していました。

市民の皆さまの個人情報漏えいの危険性を少しでも排除するため、平成27年2月の申告相談受付から、受付会場を安芸高田市役所本庁及び各支所に統合させていただきます。

市民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

また、平成26年分所得申告のご準備を早めをお願いします。

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙の安芸高田市の開票結果

選挙管理委員会事務局 ☎42-1136

【小選挙区選出議員選挙】

●投票結果

	男	女	計
有権者数	12,112人	13,353人	25,465人
投票者数	6,888人	7,256人	14,144人
投票率	56.87%	54.34%	55.54%

●開票結果 (単位:票)

投票総数	14,144
有効投票数	13,710
無効投票数	434

届出番号	候補者名	得票数
1	河井 克行	7,701
2	清水 てい子	1,012
3	橋本 博明	4,997
計		13,710

【比例代表選出議員選挙】

●投票結果

	男	女	計
有権者数	12,112人	13,353人	25,465人
投票者数	6,887人	7,256人	14,143人
投票率	56.86%	54.34%	55.54%

●開票結果 (単位:票)

投票総数	14,138
有効投票数	13,763
無効投票数	375

届出番号	政党名	得票数
1	自由民主党	5,008
2	民主党	3,037
3	次世代の党	265
4	公明党	2,604
5	幸福実現党	79
6	日本共産党	1,004
7	社会民主党	366
8	維新の党	1,400
計		13,763